

平成19年度第4回宝塚市パブリック・コメント審議会議事録

- 開催日 平成19年12月3日(月) 午前9時～午前10時
- 開催場所 宝塚市役所 3-3会議室
- 出席者 委員8名、事務局職員2人
- 議事内容

1 議 事

『平成18年度に実施したパブリック・コメント手続の実施及び運用状況の評価』に関する答申について

事務局 平成19年度第4回の宝塚市パブリック・コメント審議会の開会に当たりまして、会長からごあいさつを頂戴したいと思います。

会長 第4回目は答申(原案)について、ご審議いただこうと思います。

会長 それでは、議事に入らせていただきますが、事務局、本日の傍聴者はありますか。

事務局 ありません。

会長 過去2回の審議会でのご意見をもとに、『平成18年度に実施したパブリック・コメント手続の実施及び運用状況の評価』に関する答申(原案)をとりまとめましたので、この答申(原案)に加筆・修正のご意見をいただいて、最終の答申(案)としてとりまとめ、後日、市長に答申したいと思います。

会長 その前に第2回・第3回審議会議事録について、何かご意見はありますか。

委員 第3回の議事録のなかで、『補助金に関する案件はパブリック・コメント手続きの対象とはならないのか。』という発言に対して、『それはパブリック・コメント手続きではなく、情報公開請求で対応すべき問題である。』と意見があるが、私は補助金をどう決めるかについて関心はない。市として、どういうところへ重点的に補助金を出すのかという、市の補助金に対する方針のようなものをパブリック・コメント手続きの対象とすべきであるとする。そのような方針を情報公開請求しても何も得られないのではないかと。そういった案件をパブリック・コメントの対象にしなかったら、パブリック・コメント制度の意義がなくなるのではないかと。

事務局 パブリック・コメント手続きは、市の基本的な政策である計画や条例の決定に際して、市民の皆さんのご意見をお聞きして、市の説明責任を果たす制度であります。

一方、各補助金は基本的な政策等を実現するための具体的な事業として、毎年度予算要求をし、議会の予算審議を経て執行されるものであり、パブリック・コメント手続きの対象となる案件とは考えておりません。

委員 補助金は補助金交付要綱の改定などで対応されるもので、予算事項であり、また、個別の問題であり、パブリック・コメント手続きの対象とはならないということか。

会長 小なりと言えども、市民はどのような方針で補助金が決定されるのかについて関心があるとされるが、補助金交付要綱の改定は、本市のパブリック・コメント手続きの対象としている重要な政策とは言いがたい。パブリック・コメント手続きの対象としている基本的な政策の変更というレベルの問題ではないので、パブリック・コメント手続きの対象とはならない。

会長 既に、各委員には答申（原案）を確認をいただいていると思いますが、事務局から簡単に答申（原案）について説明して下さい。

事務局 ※答申（原案）の概要を説明する。

会長 事務局から概要を説明してもらいましたが、答申（原案）をご覧になって、追加・修正すべき事項がありましたらご意見をいただきたいと思います。

順番に各委員ご意見をお願いします。

委員 この答申（原案）の内容で結構です。

委員 この答申（原案）の内容で結構ですが、答申は市長だけが内容を見られるのか。

事務局 答申については、全部局に周知する必要がありますので、総務課長会議で説明するとともに、庁内LANのパブリック・コメントのサイトに答申文を掲載し、全職員が答申文を見ることができるようになります。

委員 この答申（原案）の内容で結構です。

委員 答申（原案）の2ページの中段に『パブリック・コメント手続きを実施した9件のうち2件は、市広報に政策等の案を公表する予告記事を掲載していない』となっているが、『市ホームページには政策等の案を掲載したが、市広報には政策等の案を掲載できていなかった』という方が、正しいのではないか。

委員 この答申（原案）の内容で結構です。

委員 この答申（原案）の内容で結構です。

委員 この答申（原案）の内容で結構です。

会長 評価シートを作成することで、定量的項目を容易に評価することができるようになったが、評価では、公表された資料から受ける印象などの定性的評価が重要であり、大切にしていかなければならない。

会長 この答申（原案）の内容で皆さん了承していただいたと考えてよろしいですね。

各委員 ※異議なし。

会長 事務局、現在、パブリック・コメント手続きを実施している案件を説明してください。

事務局 各委員のもとへ、パブリック・コメント手続きで公開した政策等の案の資料を速やかに送るようにとのご指示でしたので、今回、12月3日から政策等の案を公表しています2件の案件の資料をお手元に配付いたしております。

一件は水質検査計画であり、もう一件は高校入学者選抜制度等に関する案件です。

会長 次年度の審議に向けて、本年度の第2回・第3回の審議で出された意見のなかで、特に、**委員が発言された金銭賦課徴収に関する案件は、本市のパブリック・コメント手続きの対象となっていないが、市民から見れば、金銭賦課徴収の案件が対象外というのは、市民感情になじみにくいのではないか。また、議員提案条例の案件も本市のパブリック・コメント手続きの対象とされていない。市長側からの提案であればパブリック・コメント手続きの対象となっていて、議会側からの提案であれば対象としないのは、制度的に矛盾がある。事務局として、関係部課と問題点を十分検討してほしい。

委員 本市のパブリック・コメント手続きがスタートして、3年が過ぎようとしているが、全国的にパブリック・コメント手続きで先進的な都市はどこですか。

会長 神戸市は進んでいるのではないか。

委員 堺市も進んでいるように思う。

委員 パブリック・コメント手続きに瑕疵があるような場合に、市民が訴訟を起こしてまで解決に導くのは大変であるが、本市では審議会が実施したパブリック・コメント手続きをチェックしており、先進的な取組として評価できるのではないか。また、これまで、市民から苦情が出されていないのは、決められた手続きを踏んでいるということが理由の一つかもしれない。

委員 もっと市民がパブリック・コメント手続きを知って、色々な意見を自治会やまちづくり協議会から出せるようにしていく必要がある。市民にもっと積極的に働きかけていくべきである。

委員 本市のパブリック・コメント制度は、審議会がセットとなって運用されており、手続き面で問題があればチェックできる仕組みになっている。

委員 答申文で、漢字で表記するのではなく、ひらがなで標記すべきところがある。

事務局 修正します。

委員 第2回と第3回の議事録を見ると、発言者の氏名が記載されている。これまでの議事録（概要版）では氏名を掲載していなかったが、取り扱いが変更になったのか。

事務局 これまでは議事録の概要版を作成して、それをホームページに掲載していましたが、本来であれば議事録があつて、はじめて概要版を作成することができる。議事録の公文書公開を請求されれば、概要版でなく正式の議事録を公開することになることから、概要版ではなく、議事録のみを作成させていただきます。

市ホームページに議事録を掲載するときは、これまでと同じように氏名を消しますが、公文書公開を請求されれば、本審議会は公開の審議であり、氏名を非公開とするのは難しいと考えています。

会長 本日の審議会は、この程度といたします。

最後に、市長への答申は1月7日（月）午後5時から予定していますので、全員揃って市長に答申し、市長と意見交換を行いたいと思います。

これで、本日の審議회를終了いたします。